（様式－1）

災害速報/再発防止対策

関西支部

発生日時	令和　４年　６月１３日（月曜日）　１０時３９分							天候	晴れ	
災害の程度	死亡　　名		負傷　２　名		職種　組立工		年令39/37才		経験年数19/9年	
工事の種類	調査測量	伐採	運搬	仮設	基礎	組立	足場	架線	撤去	その他
災害の種類	墜落・転落	転倒	物の飛来・落下	崩壊・倒壊	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	感電	その他		
原因	作業準備の不良	作業方法の不良	工具防具の不良	電気工作物の不良	作業者の過失	共同作業者の過失	その他			

問題点と再発防止対策

【件　名】　トラック荷降ろし作業中の林道路肩からの滑落災害

【災害発生状況】

Ｈ鋼の束（Ｌ＝2m～3m）約１tをユニックで荷降ろし作業中、荷を吊上げた状態で作業責任者Ａがブーム伸長操作を誤り、リモコンの旋回ボタンを押した。作業責任者Ａおよび作業員Ｂの２名が咄嗟に振れた荷を手で押さえたところ押し戻され、路肩から河川法面を約２０m滑落した。

【施工体制】

Ａ 共同企業体
一次下請会社 B社（12名、うち2名被災）
被災者 Ａ 作業責任者 39歳（経験19年 組立工）
被災者 Ｂ 作業員 37歳（経験 9年 組立工）

【被災程度】

被災者 Ａ 頸椎（6番目）骨折 休業24日
被災者 Ｂ 右足関節捻挫 休業18日

【問題点】

① №40号モノレール基地付近は狭いため、№40鉄塔で使用する仮設材（H鋼材）を、当該地の№41モノレール基地用の工事車両用駐車場に仮置きしようとした。
（当該駐車場は資材置き場としては設定していない）
② リモコン操作を誤った。
③ 報告が遅れた。
災害発生時、下請会社は「資材の持ち込み、荷降ろしまでは元請による管理対象外」との認識で元請会社には報告せず、下請会社から直接労働基準監督署に報告した。
（6月13日災害発生、6月20日に下請B社がE労基署へ労災申請した、10月19日にE労基署と現地確認の際、元請けA共同企業体から申請するように指導があり判明した）

【再発防止対策】

① 資材の荷下ろしは予め定めた場所ですること。なお、定めた場所以外で資材の荷下ろしなどの作業が必要となった場合は、事前に元請会社と協議の上、安全な場所を選定する。
② ユニック操作者は操作前にリモコンレバーをよく確認すること。
③ その他気付きとして
「どんな些細なことでも」、「事実確認が不十分でも」、「まずは速やかに」、関係箇所に報告連絡・相談すること。

（注）1.　「人身災害報告要領」に基づいて記載するものとし、「工事の種類」「災害の種類」「原因」については該当項目に○印を付ける。
2.　災害状況の説明と共になるべく図面を添付すること（様式－2）。特に感電の場合は支持物、電線の離隔距離その他寸法を記入する。

（様式－2）

災　害　概　要　図

【1】平面図、写真

【予定していた仮置き作業】
①ユニック車から荷吊り後、荷降ろし予定位置まで旋回。
②ブームの伸長後、フックの吊り下げを行い荷を下ろす。
（1t/1束　50kg/1本×20本　2.5m～3.0m）

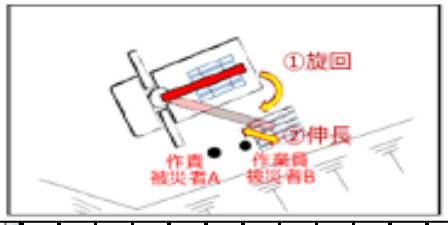

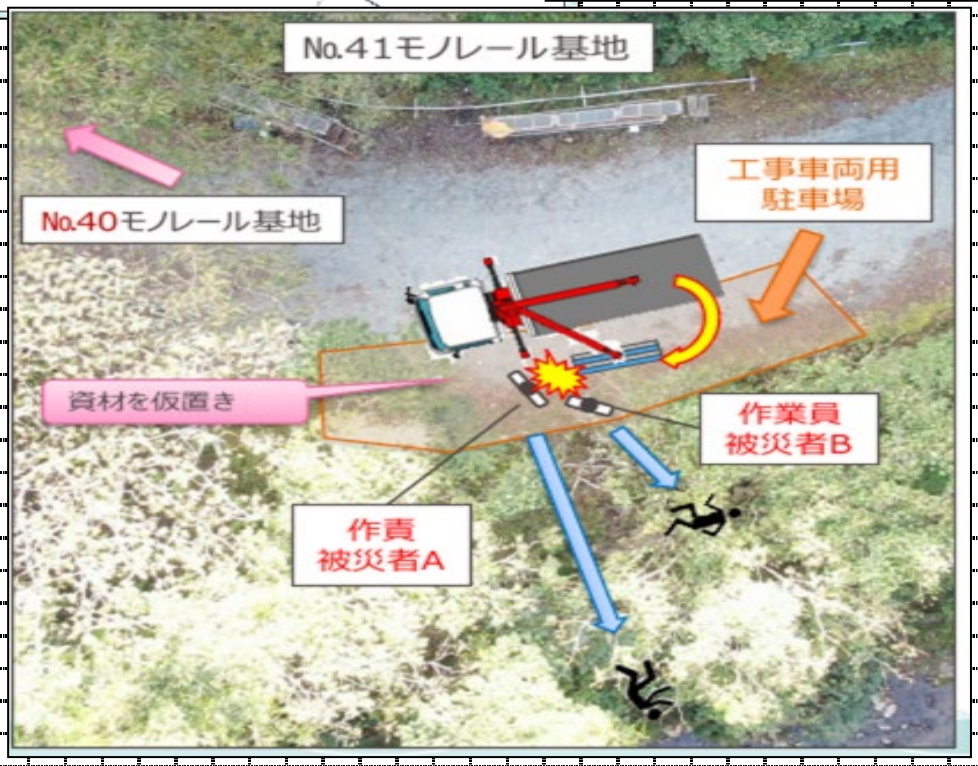

【2】災害発生時

①ユニック車から荷吊り後、荷降ろし予定位置まで旋回。
②ブームを伸長しようとした時、**リモコン操作を誤り旋回ボタンを押した。**
③咄嗟に振れた荷を手で押さえたところ押し倒され、路肩から河川法面を約15m滑落した。